

## 灯台活用推進市町村全国協議会規約

### (総則)

第1条 この会は、灯台活用推進市町村全国協議会(以下「協議会」という。)という。

### (目的)

第2条 協議会は、全国の灯台を有する市町村が連携し、灯台を歴史的価値のあるものと捉え積極的な観光資源化を図ることで灯台の活用を促進し、もって歴史的灯台を次世代に引き継ぐことを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 灯台ワールドサミット(以下「サミット」という。)の開催
- (2) 灯台を中心とした周辺地域の観光活用に関する情報の交換
- (3) 灯台の歴史的価値についての理解促進
- (4) 灯台が立地する市町村(以下「市町村」という。)との交流促進
- (5) その他目的達成のために必要な事業

### (協議会の会員)

第4条 協議会の会員は、この会の趣旨に賛同し、活動を実施する市町村とする。

2 協議会の会員の加入、脱退は、第9条第5項の議事によるものとする。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

### (役員を選任)

第6条 会長はサミット開催地の市町村長とする。

2 副会長は次回サミット開催地の市町村長とする。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。

### (会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会員をもって構成する。

- 2 会議は会長がこれを招集する。
- 3 会議の議事運営は、会長が主宰する。

4 会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業の計画に関すること
- (2) 規約の変更
- (3) その他協議会の運営に関する重要事項

5 会議の議事は、会員の過半数以上をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところとする。

(サミット)

第10条 この協定に基づく事業が円滑に行われるよう会議をサミットに併せて行うものとする。

2 サミットは年1回開催することとし、会長が召集する。

(運営部会)

第11条 協議会には運営部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会員は、各会員の観光主管課課長とする。
- 3 部会長は、サミットの開催地の部会員とする。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、第3条の事業を円滑に推進するための事業を協議する。

(経費の負担)

第12条 協議会で行う事業の経費は、各市町村がそれぞれ負担するものとする。

(連絡調整事務局)

第13条 協議会の会務を円滑に処理するために、連絡調整事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局は、公益社団法人燈光会に置くこととする。

(事務局の所掌事務)

第14条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係省庁・協力団体への事前説明及び文書取次ぎ
- (2) 協議会の連絡調整に関する事務
- (3) その他協議会が付託する事務

第15条 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則

1. この規約は、平成30年11月10日から施行する。
2. この規約は、令和5年11月3日から第4条の一部を改正し施行する。
3. この規約は、令和6年10月1日から第13条第2項の一部を改正し施行する。